

令和3年8月31日

主文

後記「事実」欄第3の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第3の3記載の原処分を取り消し、平成○年○月を支給開始月とする老齢基礎年金の支給(ただし、時効消滅に係る平成○年○月分以前については、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(以下「時効特例法」という。))第2条の規定に基づく給付及び「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」(以下「遅延加算法」という。))第3条の規定に基づく給付遅延特別加算金の支給)を求めるといものである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が国民年金の保険料納付済期間(以下「年金記録」という。)が見つかったことから、厚生労働大臣に対し、老齢基礎年金の裁定請求と併せて、老齢基礎年金支給繰上げ請求書を提出(以下「本件繰下申出」という。))したところ、厚生労働大臣が後記第3の3記載の処分をしたので請求人がこれを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、令和○年○月○日、街角の年金相談センター○○における年金相談で国民年金手帳番号が判明し、年金記録の訂正をしたことにより老齢基礎年金の受給権を有することになった。

2 請求人は、令和○年○月○日(受付)、老齢基礎年金の裁定を請求するとともに、本件繰下申出をした。

3 厚生労働大臣は、請求人に対し、本件繰下申出による老齢基礎年金の支給として、令和○年○月○日に、支給開始年月を平成○年○月とする増額された老齢基礎年金(以下「繰下支給の年金」という。))を裁定し、5年の消滅時効が成立している平成○年○月分を除き、同年○月分以降を支給する旨の処分をした上で、同年○月分については、令和○年○月○日付で、時効特例法第2条の規定に基づく給付(繰下支給の年金と同額)及び遅延加算法第3条の規定に基づく給付遅延特別加算金を支払う旨の処分をした(以下、これらの処分を「原処分」という。))。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 平成24年法律第62号(以下、「機能強化法」という。))による改正前の国年法第26条は、老齢基礎年金の支給について、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳に達したときに、その者に支給する旨を規定している。

2 国年法第14条は、厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号、その他の厚生労働省令で定める事項を記録するものとしている。

3 国年法第28条第1項は、老齢基礎年金の支給の繰上げについて、老齢基礎年金の受給権を有する者であつて66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をする

ことができる」と規定し、同条第3項は、支給繰下げの老齢基礎年金の支給開始月について、第1項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第18条第1項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする」と規定している。

ただし、70歳に達した翌月以後に申出があった場合は、同条第2項において、70歳に達した日に申出があったものとみなされるが、機能強化法の施行日（平成26年4月1日）の前日において改正後の支給繰下げの規定に該当する者に対する老齢基礎年金の支給は、国年法第18条第1項の規定にかかわらず、施行日の属する月の翌月（平成26年5月）から始めるものとされている（機能強化法附則第6条）。

- 4 国年法第16条には、給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定すると規定されており、同法第28条第1項の規定による支給繰下げの申出を行う場合は、国民年金法施行規則第16条第1項各号に定められた事項を記載した請求書に、同条第3項に定められた支給繰下げの申出を行う旨等を記載した書類を添付して日本年金機構に提出することによって行わなければならないと定められている。
- 5 国年法第102条第1項は、年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期日ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利を含む。）は、5年を経過したときは、時効によって、消滅する旨を規定している。
- 6 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（以下「時効特例法」という。）第2条は、厚生労働大臣は、この法律の施行の日（平成19年7月6日）において国民年金法による給付を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者について、同法第14条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定が行われた

場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を支払うものとする旨を規定している。

- 7 請求人は、老齢基礎年金の裁定を請求する際、窓口職員から繰下申出の書類提出を促され、言われるままに署名押印をしたにすぎず、繰下げに同意したことはない」と主張し、65歳からの支給を求めるとしているのであるから、本件の問題点は、請求人の主張に理由があると認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

請求人が提出した老齢基礎年金の年金請求書に添付された、本件繰下申出に係る書面をみると、請求人の署名及び押印がされ、日本年金機構〇〇年金事務所の令和〇年〇月〇日付けの受付印が押印されていることが認められる。

そうすると、本件繰下申出は請求人の意思に基づくものと認められるから、原処分は上記法令の定めにとつたものと認められる。

これに対し、請求人は、令和〇年〇月〇日（以下「本件相談日」という。）に〇〇年金相談センター（以下「年金センター」という。）において請求人に係る年金加入の有無について相談をした際、請求人に係る老齢基礎年金の金額について、65歳から支給された場合（以下「65歳支給の年金」という。）と70歳まで繰り下げた場合（繰下支給の年金）の比較をすることなく、繰下支給をするよう指示されたことから、同年〇月〇日に本件繰下申出を提出したのであって、65歳支給の年金を請求する機会を逸した旨主張する。

請求人の年金記録は令和〇年〇月〇日の本件相談日において判明し、時効特例法に該当するため、請求人が本件繰下申出をしなければ、65歳到達の翌月である平成〇年〇月から65歳支給の年金（ただし、時

効消滅に係る平成○年○月分から平成○年○月分については、時効特例法第2条の規定に基づく給付（65歳支給の年金と同額）の支給を受けることができた。他方、本件繰下申出をすると、繰下支給の年金を受給できるが、請求人は本件相談日において既に70歳に到達していたのであるから、その支給開始時期は、機能強化法附則第6条の規定により平成26年5月1日となり、65歳到達時の平成○年○月から70歳到達時の平成○年○月までの間はもとより、70歳到達後の平成○年○月から平成○年○月までの分についても、繰下支給の年金を受給することができない。

このような事情を考慮すると年金センターの担当者は請求人の請求及び裁定の内容について留意し、年金支給額を比較した上で、本件繰下申出を行うかどうかについて請求人に説明すべきであるが、その年金支給額について、試算された形跡もなく、その内容を説明した形跡もない（このことは、本件繰下申出を受理した担当者が請求人に交付した「説明事項のご確認」と題する書面中の「繰下げにおける注意点の説明を行いました。」の欄にレ点が付されていないことから明らかである。）。

そうだとすると、年金センターの担当者が通常行うべき注意義務を怠ったことで、請求人は本件繰下申出時点で受給額が高くなる65歳支給の年金の請求をしなかったのであるから、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、請求人が本件繰下申出を行わなかったものとみなすのが相当であり、請求人の老齢基礎年金の支給につき、繰下支給とした原処分は妥当ではない。

なお、請求人の代理人は、審理期日において、65歳支給の年金には、繰下による割増が加算されないことを承知の上で、本件再審査請求を行ったとしている。

そうすると、以上の趣旨と異なる原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。